

松阪市建築確認台帳記載事項証明書交付要綱

平成 23 年 3 月 14 日

松阪市告示第 28 号

(最終改正)平成 30 年 3 月 15 日

松阪市告示第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 12 条第 8 項に規定する台帳(以下「建築確認台帳」という。)に記載されている事項に係る証明書(建築確認台帳記載事項証明書。以下「証明書」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明対象建築物等)

第 2 条 市が証明書により証明することができる建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)は、建築確認台帳に記載のある建築物等のみとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、証明対象建築物等から除外する。

- (1) 証明対象建築物等を建築確認台帳で特定できない場合
- (2) 建築確認台帳に記載している内容が明らかに間違っていると判断した場合
- (3) 前 2 号のほか、市長が証明すべきでないと判断した場合

(使用目的)

第 3 条 証明書の使用目的は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 官公署に提出するためのもの
- (2) 保険会社又は金融機関に提出するためのもの
- (3) 不動産売買のためのもの
- (4) 建物に関する登記のためのもの
- (5) 建築確認申請のためのもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(申請手続)

第 4 条 証明書の交付を受けようとする者は、建築確認台帳記載事項証明交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当であると認めるときは、建築確認台帳記載事項証明書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(費用負担)

第5条 証明書の交付に係る費用は申請者の負担とし、その額は松阪市手数料条例(平成17年松阪市条例第112号)別表第1に規定するその他の証明を適用するものとする。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月15日告示第52号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。